

山形でデザイン、
しませんか。



山形県に新規立地で

最大10億円補助

対象
デザイン業

ソフト産業の企業が山形県に立地し、操業を開始した場合、補助金を交付する制度です。

対象

- デザイン業
- ソフトウェア業
- 情報処理・提供サービス業
- インターネット付随サービス業

内容

- ①雇用奨励金 1人あたり **30万円**
- ②土地を除く固定資産取得額
 - ・15億円以下の部分 **20%**
 - ・15億円を超える部分 **5%**
- ①、②の合計額（限度額10億円）

※土地を除く固定資産取得額 **1億円**以上、新規雇用 **5人**以上が必要

山形県ソフト産業立地促進補助金

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県 産業労働部 工業戦略技術振興課 産業立地室

TEL:023-630-2690

E-mail:ykogyo@pref.yamagata.jp

申請方法
問い合わせ

企業立地やまがた

検索

山形県ソフト産業立地促進補助金に係る主な手続きの流れ

企業

県

『企業立地計画書』(様式第1号)の提出

区分	期日
1 新設事業所賃借料	事業を開始する日から起算して60日を経過する日まで
2 新設固定資産	事業所の建設着工予定日から起算して60日を経過する日まで
3 増設事業所賃借料	事業を開始する日から起算して30日前まで
4 増設事業所賃借料 (立地5年以内)	県内において操業を開始してから5年を経過する日と、事業を開始する日から起算して30日前のいずれか早い日まで
5 増設固定資産	事業所の建設着工予定日から起算して30日前まで
6 増設固定資産 (立地5年以内)	県内において操業を開始してから5年を経過する日と、事業所の建設着手予定日から起算して30日前のいずれか早い日まで
7 雇用奨励金	上記区分1から6までの期日
8 通信回線使用料	上記区分1又は2による期日

受理

交付対象事業所の
指定通知

計画の実施

計画に変更がある場合は、あらかじめ『立地計画変更承認申請書』
(様式第2号)を提出

『操業開始届出書』(様式第3号)の提出

操業開始後、速やかに

受理

『補助金交付申請書』の提出

固定資産: 操業を開始したときから1年以内
その他: 操業開始日の翌月の第1日(起算日)から1年を経過後、
 3ヶ月以内
 ※ 事務所賃借料、雇用奨励金について、翌年度も申請
 する場合は、それぞれ起算日から、2~6年を経過後、
 3ヶ月以内

受理
審査

交付決定、
額の確定通知

帳簿等の整理

補助金交付日の翌年度から起算して5年間の保存義務があります

補助金の支払い